

「政府機関の情報セキュリティ対策における
政府機関統一基準の策定と運用等に関する指針」

新旧対照表

修正案	現行
1-2 本指針で使用する主要な用語の説明 (1) 「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、 <u>環境省及び防衛省</u> をいう。	1-2 本指針で使用する主要な用語の説明 (1) 「府省庁」とは、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、 <u>防衛庁</u> 、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 <u>及び</u> 環境省をいう。